

千葉地方裁判所委員会（第15回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 日 時

平成19年6月15日（金）午前10時00分から午後零時00分まで

2 場 所

千葉地方裁判所第1会議室

3 出席者

【委員】

（1号委員 5人）

青木佐登志（千葉テレビ）、久保形法子（調停委員）、高田廣（千葉銀行）、
長崎修一（日本放送協会）、三善勝代（和洋女子大）

（2号委員 2人）

酒井正利（弁護士）、大島有紀子（弁護士）

（3号委員 1人）

山下隆志（千葉地検総務部長）

（4号委員 2人）

中山隆夫（千葉地裁所長）、小磯武男（千葉地裁民事部総括判事）

（オブザーバー 3人）

大野勝則（千葉地裁刑事部判事）、笹川修一（千葉地検検事）、色川清（弁護士）、
菅野亮（弁護士）

【運営委員会構成員】

古田浩（千葉地裁刑事部総括判事）、金澤正人（千葉地裁民事首席書記官）、赤坂
清貴（千葉地裁刑事首席書記官）、杉原隆治（千葉地裁事務局長）、継田剛史（千
葉地裁総務課長）、宮澤康弘（千葉地裁総務課課長補佐）

【庶務担当者】

鹿野直人（千葉地裁総務課専門官）

4 議 事

(1) 開会のあいさつ【あいさつ要旨は、別紙1のとおり】

(2) 新委員の紹介

(3) 意見交換【発言要旨は、別紙2のとおり】

テーマ1「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

テーマ3「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する
法律に規定される処遇事件の現状について」

(4) 千葉地方裁判所委員会（第19回）の開催について

ア 意見交換テーマ

【了承事項】

第19回の当委員会における意見交換テーマを

「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

「日本司法支援センター千葉地方事務所の運営状況等について」

とする。

イ 開催期日

【了承事項】

第19回の当委員会の開催日を平成19年11月6日(火)午後1時15分から午後3時30分までとする。

(5) 閉会のあいさつ

5 配布資料

(1) 進行次第

(2) 席図

(3) 千葉地方裁判所委員会委員名簿(平成19年5月10日現在)

(4) 参考資料

ア 「裁判員制度広報について」

イ 新聞記事写し(「憲法週間」広報行事,裁判員規則,千葉銀行特別休暇制度導入)

ウ 第5回裁判員模擬裁判配布資料

エ 「千葉地方裁判所へのアクセス一覧表」,「アクセス時間別管内図」及び「裁判員規則で決まった主な内容」

オ シャープペン及びぺったメモ

カ 「医療観察法について」

キ 「第2期裁判所委員会についてのアンケート調査」写し

ク 司法の窓(Vol.70)

以 上

(別紙 1)

(1) 開会のあいさつ

本日は、お忙しい中を御参集いただき、お礼を申し上げます。

6月4日及び5日に実施した裁判員模擬裁判には、御多忙中にもかかわらず、傍聴いただき心から感謝を申し上げます。本日の委員会には、模擬裁判の検察官役を務めた笹川修一千葉地検検事、弁護人役を務めた色川清弁護士、菅野亮弁護士、裁判長役を務めた大野勝則千葉地裁刑事部判事にも御出席いただいている。

次回の裁判員模擬裁判は、10月22日、23日及び24日の3日間にわたり実施を予定している。10月の模擬裁判の売りは、現在、企業訪問を行っているが、その際に無作為で選んだ従業員の方々を登載した名簿を、裁判所に御提供いただくことをお願いしており、御提供いただいた名簿を基に、模擬裁判用の「裁判員候補者名簿」を作り、そこからくじでこの模擬裁判の裁判員候補者を選び、模擬裁判の一月半くらい前に呼出状が送付されることとなる。そうすることで、当日どうしても来られない、こんなの冗談じゃないといった方もいると思われるので、実際に近い形になることと、こういう事情があるから辞退したいということがどれくらい出てくるか、ということの本格的な実施を控え検証することができるものである。22日の午前を選任手続を行い、午後から審理を開始し、実質二日半で審理するということになる。今回と同様に、各委員におかれては、万障お繰り合わせの上、できる限り傍聴をしていただき、前回の模擬裁判とどのように変わったか、国民がわかりやすい審理になっているかなどについて、次回の委員会で御意見を伺いたいと思っている。また、本日は、模擬裁判についての御意見をいただいた後に、先般、最高裁の方で選任手続の部分について規則が制定されたが、その結果がどういうことになるのか御紹介し、果たしてそれで大丈夫なのかということを議論いただければと考えている。

以上

(別紙 2)

(3) 意見交換

(:委員長, :委員, :運営委員等, :オブザーバー)

(今回の模擬裁判対象事件の概要等)

被告人が、被害者に対し、殺意を持って、牛刀で同人の左胸部を突き刺して殺害したとされる殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件であり、争点は、殺意の有無、突き刺した事実の有無、過剰防衛の成否である。

テーマ 1 「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

公判前整理手続からお聞きしたいが、傍聴された委員は、どのような感想を持ったか。

模擬裁判の中で状況を再現してみようという話があり、裁判員にとってわかりやすいことだなと思った。

見てもらった方が、言葉で右斜め 45 度などというよりもわかりやすいと思ったが、公判前整理手続においては、検察官と裁判官は消極的なのかなと当初は受け止めた。というのは、法律上の問題があるのと、デジカメで撮った写真をどう使うのかという実際上の問題があるので、弁護士側から提案した内容は、少し消極的な感触で受け止められているのかなという気がしたが、外野から所長の一声が飛びまして、ビデオで撮れという話になり、やってみようということになったが、今、考えると、もう少しやり方についてのルール化が必要だったと反省している。

検察官が、冒頭陳述で犯行の再現をアニメーション化していたが、その是非について、証拠を調べる前に証拠に基づいた形で提示されてしまうことになるがそれがよいのか疑問に思った。弁護士作成のパワーポイントで、実際の牛刀とは違う映像であったが、それがどこまで許されるか問題となるところでもあった。

刑事裁判というものは、法廷で出てきた証拠をどう評価するかであるが、今の話のようにアニメーションみたいなものが最初に出てきてしまうと、それだけが頭に残ってしまい、次の証拠との関係できちんと心証を形成しているか、この冒頭陳述とは違うということを裁判員の方々にわかってもらえるのか、そういうことをやることによって裁判が演劇化してしまう、そのようなことになってしまっているのかという問題点もあろうかと思う。そういう観点から、最初から誤った印象を与えることにならないか、そうではなくて非常にわかりやすかった、こういう形の方が裁判としてあるべき姿ではないかなどについて伺いたい。この点、検察官役の検事はどう考えるか。

法廷の中で再現したということは、ルール作りをしないと、それだけで決まってしまうということになりかねないと感じた。実際、よく見ていないところがあるかもしれないのに、それをあたかも見ていたように示されてしまうと、それだけで刺

したのだなと心証を取ってしまうのではないかと、その辺が問題ではないかと思った。

法廷での犯行状況の再現ということは、今まででもやっているが、プロ同士のと看だけでどういうふうに行っているかと言うと、裁判長がこういう形ですねと言葉で表現していた。あれは、むしろ不正確であり、写真で撮ってしまうと、その一部が非常に印象が強くなってしまふということがあるから、その辺をどう考えるかということだと思ふ。また、公判前整理手続の際に、配布された資料を見ると、検察官側の主張と弁護側の主張が一覧表になっているものがあるが、今までは、事実関係、検察官の主張、弁護人の主張だけがクローズアップされていたが、今回は、こういう事実関係が認められたらどう評価するのかということを経判所が求めたわけであるが、ここまで言ってしまうていいのかどうか課題になると思ふ。要するに、事実関係の評価というものは、この事実だけではこうだと断定することはできないわけで、ほかの証拠なども含めて総合的な評価をした上で最終的にこうではないかということになる場合があるが、証拠の相互の関連というものが、これであるとなくなってしまう可能性がある。そういう意味で、検察官はやりずらかつたのではないか。他の事実と合わさって評価が出るということが多いので、一個一個に評価を書くということに対しては、どうなのかなと思つた。

ここまで最初からガチガチと決め付けたものを出していいのが、難しいところである。こんなものですよということて感覚的に掴んでもらうことを目的にやってみたのだと思ふが、いいのか悪いのか、むしろ、精神を自由にいさせて裁判員の参加というものを見ていくという考え方もあると思ふ。本日は、法曹三者が検討会をしていない段階であるので、これがどのようになつていくかということて次回の模擬裁判で御覧いただきたい。簡単に言うと、窃盗犯人かどうかということて、近接所持の理論というものがあつて、例えば、1月1日午前1時に甲さん宅で宝石が盗まれ、午前1時15分にそこから300メートルほど離れた道で宝石を持った人を警官が見付け、宝石のことを聞いたら、通りかかつた男から1万円で買ったと、しかし、その人の所持金は5円で、近くに宝石を売つたと思われる人はいない、しかも深夜である。このような事実が全部揃つているからその人は窃盗犯人になる。ただ、宝石を持っているだけでは、窃盗犯人にはならない。先程の一覧表のように、各証拠の評価を書くとなると、宝石を持っていただけで窃盗犯人だということが求められるのではないかと、そうするとそれは行き過ぎなので、いろんな証拠が集まつてこの人は犯人だという形に持っていかなければいけない。こういった事実整理がどういった意味を持つか、こういうところも議論になつてくるということて頭に置いていただきたい。今回の模擬裁判における立証はどうであつたか。

裁判員の方は大変であつたと思ふ。次回から無作為に選ばれた方が呼ばれるとなると、抵抗も出るかと思ふ。そういう中て出て来られてどういふ意見を言うのか、いろいろと意見も出てくると思ふ。評議を見て、結構意見を言つていた。2日間で量刑まで持っていけるかと思つたが、結果的にはうまく量刑まで持っていつたと思ふ。この辺の難しさというものは、無作為に裁判員役の方を集めた時に、このようにうまくいくのか不安に思つた。刑訴法上限界があるかと思ふが、合法的な範囲てわ

かりやすくしていただきたい。我々素人は、常識は持っているが、まったくルールを知らないなので、細かな証拠の評価などはわからないので。そういう意味で、今回は、前回よりかはわかりやすかったと思う。2日間で結論を出すというのはどうなのかなと思った。今回、素人ではわからなかったことがいろいろとあり、どの程度酔っていたのかなどがわからなかった。

模擬裁判の裁判員役の方が検察官にその辺のところはどうだったのかと尋ねていたが、そのような証拠があったことがわかった。弁護人には、その証拠がいていなかったということがあったのか。

酒気帯びの関係では、証拠開示を求めた時に、飲酒検知の結果が出てきていたので、こちらもわかっていた。結果が0.3というくらいのものであったので、被告人の供述と飲酒量そのもので立証しようと考えた。評議を聞いていて、被害者と被告人の位置について、裁判所から詳細なコメントがなされていたが、こんなに詳細に書かれている証拠があったかなと思った。

委員の勤める会社の方も今回裁判員役になっていただいたが、その方は、今回の模擬裁判について何と言っていたか。

最初は意見が出しにくかったが、段々と意見が出せるようになったと言っていた。

この点について、その方と直接話をしたが、自分は法学部出なので、なるべく話を聞いていようと、自分の意見で強いオピニオンが形成されるとまずいということで、かなり抑制的だったと後で言っていた。

初日は、あまり意見が出ていなかったが、後の方では意見を述べられており、意見を聞いていると、法学部出身だということがわかった。

検察官役の検事に伺うが、今までの模擬裁判を見て勉強したか。

DVDで見た。勉強ということはしていない。

模擬裁判自体が自己目的化してはだめなので、裁判所、弁護士会を含めて、前の模擬裁判はこうだったということを考えるために法曹三者で反省会をやっているが、それぞれがその辺を徹底していかなければいけないと思う。検察庁は、モニター制度があって、そちらの議論もしているかと思うが、今回の模擬裁判は、モニターの方も傍聴していたのか。

モニターは傍聴していない。反省会を検察庁内部でやっている。

検察官役は、今回、どの辺を工夫したのか。

裁判員にわかりやすくということで、反省することが多いが、冒頭陳述に関して言えば、画面に出てきた字の情報量が多かった。わかりやすさを目指したが、実際はどうだったかと思う。証人尋問がうまくいかず、争点を絞って聞くという工夫がもっとできれば良かったと思う。

弁護人側は、今回の模擬裁判で、どんなところに課題を設定したのか。

裁判員にわかりやすくということで、なるべく法律用語は使わないなど、その点を気を付けた。尋問など弁護人サイドのスキルアップをする必要性を感じた。弁護士会でも専門のグループを作ってやっていかないと対応できないと思う。また、サポートするシステムとかを作らないと、パワーポイントを作成するに当たっても、個人事務所では対応できないと思う。そういう危機感を持った。

今回使用したパワーポイントについては、事前に裁判所で最終チェックをして、後はボタンを押すだけの状態にしていたつもりが、実際は表紙1枚だけしかなかった。裁判所のパソコンを借りていることから、データをハードディスクに落とすことができないし、USBに落として持ってきているが落としたり紛失したりする危険があるので、メールで送信しておくなど、どこかしらにデータを予備として保存しておかなければいけないと思った。

裁判官役に聞くが、もし本番ならどうするか。

時間にもよるが、あまりにも時間がかかるようであれば、裁判員を待たせるわけにいかないのだから、パワーポイントなしでやってもらうしかない。今回は、時間があつたことから休廷にした。

実際のところは、ノートパソコンを持参しているので、事務所からデータを送信してもらえれば受信できるし、裁判所にも外部とメールの送受信ができる端末があれば、データの入手は可能である。

裁判所としては、一番苦労したところはどこか。

裁判員の方々が自分で考えて、議論してもらうためのお膳立てということ考えた。鑑定書については、ただ読んだだけではわからないので、検察官、弁護士双方が合意した要約した書面を作成した。また、証拠を絞ったり、こまめに休憩を取ったりして、裁判員の方々が、集中して議論できるように心掛けた。裁判員役の方々は、驚くほど熱心に集中して評議をしてくれたので、ある程度のレベルまでいったと思う。今回、本当に終わるのかという意見があつたが、考えていて、これだけ議論できる人達だから、ある程度のところまでいけば、結論までもっていけるだろうと思った。今回の事件は、刺したか、刺さないか、わざと刺したかそうでないかという問題が全部に絡んでおり、この問題が解決できればほかのところもある程度決まるだろうと思い、実際、結論までいくことができた。どういう裁判員の方がいるか、評議がどう流れていくかということを裁判官が考え、ある程度交通整理をしなければいけないと感じた。

評議の場面を見て、どう感じたか。

最終評議を見たが、全体のスタイルは、押し付けがましいところはなく、一つ一つ論点を話し合うことができていた。39条の説明が、評議の段階で飛んでいると思った。最初の段階で、刑事訴訟法の諸原則を裁判長からわかりやすく、確信を持ってない部分は無罪ですということとか、検察官に証明する責任があるということの話があつたが、殺意の議論の中では、右陪席の説明では、刺すときに乱暴な気持ちだったか、傷害に止まる気持ちだったかという二者択一となっていて、乱暴なまとめになっていた。そのところは、刑訴法の原則をもう一度裁判員に説明し、検察官が証拠によって証明すべき事実は証明されているのかという形で、一旦は冷静になって評議をしてもらいたかつた。評議については、規則でも2条しか規定がなく、実際は、ほぼフリーハンドになってしまうだろうということなので、評議の中での39条の説明方法の検証をしていかなければいけないと感じた。

もっともである。殺意があつたかどうかをきちんと立証できたかというところから考えていくべきである。検察官役は、見ていてどう感じたか。

評議の最終段階になって、裁判員が確定的殺意と未必の殺意の違いはそうなのかと、実際は理解しているのかわからず、一番重要なところであるので、最初の段階で説明してもらえれば、もっと早く話が進んでいたと思う。

そうってしまった原因はどこにあると思うか。

検察官の立証不足ということもある。

裁判官としては、論告と弁論を対比した形で中立的に評議するのが一番やりやすい。今回は、弁護側からは反論があったが、検察官側からは反論がなかった。その点がやりにくかったのではないかと思う。

検察官の主張は、最初から確定的故意で人を刺したと、裁判所の認定は、もしかしたら死んでしまうかもしれないが、それでもいいやという未必の故意であり、弁護人としての反省は、検察官の主張に引きずられて、未必の故意の部分の反論を有効にできなかった。論告と弁論が対比できなかったのは、この辺が原因かと思う。また、量刑資料の使い方が難しいと感じた。弁護人も量刑資料を準備し、弁論で盛り込む必要があると感じた。

今回の事件は、客観的事実として、ある方向で包丁が入ったと、被告人が刺したとか、被害者が覆い被さってきたのかが決まれば、その後は決まる事案である。刃の形状を確認すれば、刺すのが簡単だとかわかるが、そういう論点を詰めていく人はいなかった。評議を見て感じたことは、裁判官が意見を引き出そうとしていることがよくわかったが、裁判員一人一人の最終見解を聞いていなかったように思う。これでいいですねという形で終わった。裁判官も一人一人明確に意見表明をしていなかった。裁判官は、自分の意見を言って、お互いが議論した方がよいと思った。

御自身の見解はどうですかという聞き方をすると、その意見を聞いた裁判員の方で流されてしまう人が必ず出てくる。だから、論点ごとにこの辺はどうですかという聞き方をしている。理由を言ってこう言ってくださいと言うと、最初に言った人の意見を次から述べる人が私も私もとなってしまったことがあった。だからこのようにした方がいいだろうということが裁判官の中にはあると思う。

意見を聞く時は、問題を提起し、納得したのかという形で、裏返しの質問をするような形で聞く必要があると思う。

(裁判員規則について)

(規則で決まった主な内容を説明した上で)委員にお聞きするが、旅費法というものがある、特急料金は、100キロメートルを超えないと支給されない。館山からここまでは95キロメートルなので、特急料金が支給されない。特急を利用しなくて午前10時までに裁判所に来てもらうのに、館山の方は、午前6時24分には家を出ることになる。それで本当にいいのかという感じがする。7月4日に館山道が開通するが、開通すると高速バスを利用する人もいる。しかし、旅費法上は、高速バス代は支給されない。アメリカの例を見ると、日当が1万円というのはものすごく高い。アメリカでは、高くても50ドルであり、5ドルという州もある。諸外国では、義務ということでやらなければいけないという意識があるからである。ま

た、宿泊を認めるに当たり、例えば、午前6時30分前に家を出るのであれば宿泊を認めるといった基準も必要になってくる。裁判所に来ていただくためには、これでは不十分であるという意見もあるかと思うので、感覚でいいので率直な御意見を伺いたい。

義務というよりは、労務の提供だと思うので、それに対する対価を支払う必要がある。企業では、交通費は実費で支払われる。何故、実費で払えないのか。我々の仕事では、朝早い仕事の場合は前泊する。

何故、実費で支払われないのかについては、多くの候補者が裁判所に来庁することになるが、すべてを現金支給にするとか、疎明資料を求めて経路を認定するとなるとそこだけでものすごく人が必要となってくる。それだけでパンクしてしまう。だからシステムに乗せなければいけない。また、現金を裁判所に置かなければいけなくなる。そうするといろいろと問題が出てくることにもなる。このような観点から、実費は難しいということになる。また、旅費法は、中央官庁の国家公務員を対象としており、彼らは、出張となると100キロメートルを超えるが、裁判所や検察庁は各都道府県にもあることから対象になってこない。

旅費は実費を出してほしいというのが全体の流れだと思う。

名誉なこととして、自腹を切って来る人もいると思う。実際には、館山の人達は、遅れてはいけないということで特急に乗って来ることになると思う。

裁判員は、労務の提供という感じが強い。疲れに行って自腹という感じになると思う。旅費法の規定を準用しないで、実費を出してほしい。

国民は義務として来るのであるから、ケチケチしないでほしい。

次に、宿泊については、感覚的にどのあたりから認めるべきか。片道1時間30分かかる場合で、本人が泊まりたいということであれば認めるか。

その人が必要だということであれば、認めるべきである。

千葉では、午後7時を過ぎるとローカル線の本数も減る。何時という形で切るのも一つの方法であると思う。

また、ホテルの予約の問題もある。予約はいつまでにしなければいけないのか、キャンセルになったときはどうなるのかということも考えなければいけない。さらには、来てもらう方達を基準に、何時までに帰るためには、裁判を何時に終えなければいけないか、また、介護施設や保育所の終了時間なども考慮しなければいけないなど、考えることはいろいろある。これらのことは、千葉だけでどうにかなるものではないが、こういう問題があるということを発信していくことも重要である。

自家用車で来庁して、途中、事故が起きた時はどうなるのか。

公務災害になると思われるが、細かいところは決まっていない。

(企業訪問について)

現在、裁判所では、各業種の勤務状況を把握し、辞退理由の認否を判断するための基準を考えるために、県内の各企業を回り、従業員が裁判員に選ばれたときの障害事由を聴取し、分析を始めた。今後も続けていく予定である。

テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

前回の委員会以降、裁判所が実施した広報行事内容及び今後の計画等は、次のとおりである。

「憲法週間」広報行事につきましては、3箇所で行い、5月10日に千葉大学で開催し、210名の方に参加いただき、模擬裁判を中心として昨年と同様の行事を行った。5月19日には、市川と松戸で同じ内容で開催し、市川は210名、松戸は約70名の方に参加いただいた。内容は、裁判のシーンを映像で観ていただき、評議していただくという模擬評議を中心に行った。会場にお越しいただいた方の中からくじで裁判員役を選び、評議をしていただくという形をとったが、もう一つ裏の評議体を作って、結果を比較するということをした。また、客席の皆様にも判決結果のアンケートをとった。判決の結果が2会場で同じ傾向を示したところがおもしろかった。

出前講義に関しては、昨年の4月から今年の3月までの間の対象者数が3,300人ということであったが、今年の4月から5月までの2か月間で2,300人を対象としており、需要が増加している。また、6月1日からは、1,800人を対象とする予約が入っている。講師も裁判官から主任書記官を中心に行っている。

今後の広報については、夏休みの行事として、小学生の親子を対象に模擬裁判を体験してもらうことを中心に行事を行う予定である。また、10月13日に「法の日」週間行事を計画しており、会場は、千葉市と木更津市の2箇所とする予定である。内容も「憲法週間」行事と同じように模擬評議を中心に行う予定である。それから、参加者を50人から100人とする裁判員制度ミニフォーラムを、来年の3月までに本庁と7支部の計8箇所で開催する予定である。さらに、来年3月までの間に、模擬選任、模擬評議、模擬裁判という形で6回行う予定でもある。

「憲法週間」広報行事を見学された委員の感想はどうか。

進行した裁判官が、普通の言葉でわかりやすく、自由な発言をしていて、非常にわかりやすかった。今後もこのような行事を開催してほしい。

途中まで見学したが、来場者も多く、子連れの人もいた。裁判員制度に関心を持っている人が多いと感じた。映像で事件概要を説明していて確かにわかりやすかったが、実際に裁判員となったら、真相がわからないまま評議をするわけであるから、容易なことではないと思った。

テーマ3「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定される処遇事件の現状について」

(制度の概要及び千葉における現在の状況等について説明した。)

この法律施行後、病院から出てきて事件が起きたという例はない。当時、厚生労働省は、もっとこの制度を発展させるために施設を充実させなければいけないと言

っていたが、まだまだである。精神的におかしいということであればきちんとした医療行為を行うべきであり、これも司法制度改革の成果である。裁判官は、医師ではないので、こういう行為をして次にまた行うかはわからないので、医師にも入ってもらっているものである。何か質問はあるか。

裁判官と医師の2名の合議体であるが、決定は、2名の一致か。

そうである。対象行為があったかどうかだけ裁判官が判断する。

このように司法制度改革のねらいがきちんと実現しているかを見てもらうために、今後、このような問題を取り上げることとしたい。次回は「法テラス」の現状について報告させていただき、御意見を伺いたい。

以 上